

大臣官房会計課長  
地方協力局施設管理課長  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部経理課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部総務部会計課長  
防衛監察本部総務課長 殿  
各地方防衛局総務部長  
北海道防衛局管理部長  
東北防衛局管理部長  
北関東防衛局管理部長  
南関東防衛局管理部長  
近畿中部防衛局管理部長  
中国四国防衛局管理部長  
九州防衛局管理部長  
沖縄防衛局管理部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

建設工事に係る技術業務における共同体の取扱いの運用について（通知）

建設工事に係る技術業務における共同体の取扱いについて（防整施第6927号。28.3.31）に基づき別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。  
なお、建設工事に係る技術業務における共同体の取扱いの運用について（防整施第17561号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 共同体の取扱いの運用の留意事項

- 1 対象業務について  
付表のとおりとする。
- 2 構成員の組合せについて  
建設工事に係る技術業務における共同体の取扱いについて（防整施第6927号。28.3.31。以下「通知」という。）別紙第2項1号の構成員については、各構成員が次の事項を全て満足することを条件とするものとする。
  - (1) 対象業務に係る業務種別について、整備計画局施設計画課長から級別の格付を受け、当該契約担当官等の所在地を所管する地方防衛局及び地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）に競争参加を希望していること。
  - (2) 共同体の各構成員に求める級別の格付は、分担業務額に応じた等級以上であること。
- 3 公示等について  
通知別紙第3項第1号の公示（以下「公示」という。）の方法については、次に掲げる事項に関し留意するものとする。
  - (1) 共同体の参加を認める業務は、公示及び一般競争入札における入札公告又はプロポーザル方式における手続開始の公示（以下「入札公告等」という。）は、同一の日に行うものとする。
  - (2) 公示は、庁舎内等の複数の箇所に掲示するものとし、掲示の期間は、申請書等の受付期限の日までとする。また、ホームページにおいても公示日以降速やかに掲載するものとし、掲載期間は入札書の受付期限の日までとする。
  - (3) 公示の掲示等に係る業務は、技術業務の契約事務をつかさどる部署（以下「契約担当部署」という。）の職員が行うものとする。
  - (4) 公示の写しは、契約担当部署において、入手を希望するすべての者に対して、無償で交付するものとする。
- 4 競争参加資格審査申請書について  
付紙様式によるものとする。
- 5 共同体協定書について  
通知別紙第2項第2号の共同体協定書は、付紙第1及び付紙第2を参考に作成されたものとし、次に掲げる事項に関し留意するものとする。
  - (1) 競争参加資格審査  
通知別紙第3項第2号アに基づき競争参加資格審査申請書に添付させる共同体協定書の写しは、付紙第1を参考に作成されたものの写しとする。
  - (2) 契約内容の変更  
契約内容の変更に伴い構成員の分担業務額が見直されたときは、付紙第2を参考に作成された協定書の業務分担額を変更することとし、変更契約書に変更後の協定書の写しを添付させるものとする。

6 共同体等の表示について

- (1) 競争参加資格審査申請書、競争参加資格確認申請書及び技術提案書における共同体の表示は、次のとおりとする。

〇〇共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

- (2) 契約書の受注者欄における共同体の表示は、次のとおりとする。

受注者 〇〇共同体

代表者構成員 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会 社 名 〇〇株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印

構成員 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

会 社 名 〇〇株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印

- (3) 契約書の業務委託料欄における消費税及び地方消費税の額の表示は、次のとおりとする。

ア 課税事業者のみで構成する共同体の場合

業務委託料〇〇〇円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円)

イ 課税事業者と免税事業者とで構成する共同体の場合

業務委託料〇〇〇円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円)

ウ 免税事業者のみで構成する共同体の場合

業務委託料〇〇〇円

(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、業務委託料のうち課税事業者の分担業務額に、消費税と地方消費税とを合せた税率（以下「消費税率」という。）を100と消費税率の和で除した率を乗じて得た額とする。

## 1. 原則として共同体の参加を認める業務

区分		同業種 J V <sup>※1</sup>	異業種 J V <sup>※2</sup>
I 類 ※3	対象	<p>①環境アセスメント業務（環境調査を含む）のうち、共同体構成員の明確な作業分担ができる業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分担業務の例</li> <li>ア「河川域の環境調査業務」</li> <li>「陸域の環境調査業務」</li> <li>イ「海域分野の環境影響評価業務」</li> <li>「陸域分野の環境影響評価業務」</li> </ul> <p>②基本設計・基本的な検討業務のうち、共同体構成員の明確な作業分担ができる業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分担業務の例</li> <li>「施設配置等基本設計」</li> <li>「施設の施工計画業務」</li> </ul> <p>③実施設計（基本的な検討を含む）業務のうち、共同体構成員の明確な作業分担ができる業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分担業務の例</li> <li>「建築意匠設計」「建築構造設計」</li> </ul>	<p>①基本設計・基本的な検討業務で、「建築」「土木」「設備」<sup>※4</sup>各業種のいずれか2つの組合せ、又は各業種全ての組合せによる業務</p> <p>②実施設計（基本的な検討を含む）業務で、「建築」「土木」「設備」<sup>※4</sup>各業種のいずれか2つの組合せ、又は各業種全ての組合せによる業務</p>
	対象	<p>①測量調査業務のうち、共同体構成員の明確な作業分担ができる業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分担業務の例</li> <li>「地形測量業務（陸上）」</li> <li>「深淺測量業務（海上）」</li> </ul> <p>②土質調査業務のうち、共同体構成員の明確な作業分担ができる業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分担業務の例</li> <li>「地質調査業務」「地下水解析業務」</li> </ul> <p>③実施設計（基本的な検討を含まない）業務のうち、共同体構成員の明確な作業分担ができる業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分担業務の例</li> <li>「建築意匠設計」「建築構造設計」</li> </ul>	<p>①実施設計（基本的な検討を含まない）業務で、「建築」「土木」「設備」<sup>※4</sup>各業種のいずれか2つの組合せ、又は各業種全ての組合せによる業務</p>

※1 「同業種 J V」とは、同じ業種区分の有資格業者の組合せによる共同体とする。

※2 「異業種 J V」とは、異なる業種区分の有資格業者の組合せによる共同体とする。

※3 「I類」、「II類」とは、建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号）。28. 3. 31）の定義による。

※4 「設備」とは「電気」「機械」「通信」をいう。

## 2. 競争参加者の資格

共同体の各構成員に求める級別の格付は、分担業務額に応じた等級以上とする。

## 競争参加資格審査申請書（ 業務）

で行われる 業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

（会社名）

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

（会社名）

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

（会社名）

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

平成 年 月 日

整備計画局施設計画課長 殿

共同体名

（代表者）住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電 話

（構成員）住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

（構成員）住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

記載要領

登録事業名の記載に当たっては、競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の⑰の登録事業に限るものとする。

## 〇〇共同体協定書

### (目的)

第 1 条 当共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 〇〇発注に係る〇〇業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「〇〇業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

### (名称)

第 2 条 当共同体は、〇〇共同体（以下「共同体」という。）と称する。

### (事務所の所在地)

第 3 条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

### (成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 共同体は、平成 年 月 日に成立し、〇〇業務の委託契約の履行後 3 か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 〇〇業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該〇〇業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

### (構成員の住所及び名称)

第 5 条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇株式会社

### (代表者の名称)

第 6 条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

### (代表者の権限)

第 7 条 共同体の代表者は、〇〇業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者に委任するものとする。

### (分担業務)

第 8 条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- 〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社
- 〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額については、運営委員会で定め、別に協定を締結するものとする。

**(運営委員会)**

**第9条** 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

**(構成員の責任)**

**第10条** 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

**(取引金融機関)**

**第11条** 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

**(構成員の必要経費の分配)**

**第12条** 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

**(共通費用の分担)**

**第13条** 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

**(構成員の相互間の責任の分担)**

**第14条** 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する構成員の責任を免れるものではない。

**(権利義務の譲渡の制限)**

**第15条** 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

**(業務途中における構成員の脱退)**

**第16条** 構成員は、共同体が〇〇業務を完了する日までは共同体を脱退することはできない。

**(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)**

**第17条** 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

**(解散後のかしに対する構成員の責任)**



第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社  
代表取締役 ○○○○ 印  
〇〇株式会社  
代表取締役 ○○○○ 印

〇〇共同体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る〇〇業務については、〇〇共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務      〇〇株式会社      〇〇円

〇〇〇の〇〇業務      〇〇株式会社      〇〇円

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年    月    日

〇〇共同体

代表者〇〇株式会社    代表取締役    〇〇〇〇    印

〇〇株式会社    代表取締役    〇〇〇〇    印